

【平成29年8月 移植医療対策推進室】

## 平成30年度臓器移植対策関係概算要求の概要

<平成29年度予算額>

6.2億円

<平成30年度概算要求額>

6.4億円

(対前年度比)

102.0%

臓器移植を推進するため、より効果的な普及啓発を実施する。また、適切な選択肢提示方法を充実させ、脳死判定を行う医療施設の体制構築を支援するとともに、適正なあっせん体制を整備するための取り組みを行う。

**臓器移植対策事業費（日本臓器移植ネットワーク運営費） 613百万円（600百万円）**

公平かつ適正なあっせんを行うため、臓器のあっせん業務を行う際の中心的役割を果たす臓器移植コーディネーターの確保とともに、資質の向上のための研修の実施、地域におけるあっせん体制の整備など、臓器移植ネットワークの体制整備を図る。

・改 医療施設の院内体制整備の推進

160百万円

臓器提供ができる医療施設を増やし、国民一人ひとりの「臓器を提供したい」意思が尊重される体制の整備を進めるため、5類型施設（救急医療等の医療分野において、高度の医療を行うことができる施設）の院内体制整備を推進する。

・新 若年層への普及啓発支援体制の充実

1百万円

臓器移植を授業等で取り上げたいが、内容が難しいと考えている教員等を対象にセミナーを実施し、教員等の理解を深めることで、若年層への普及啓発支援体制の充実を図る。

・新 情報システムの専門家の設置

16百万円

情報システムに対する必要かつ十分な知見を有する者を配置し、公平かつ適切なあっせんをするための情報関係部門の体制の強化を図る。

**普及啓発事業費**

24百万円（24百万円）

臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費を確保すること等により、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発を図る。

注) 上記のほか、移植医療研究の推進のための経費として1.5億円を計上。

厚生労働省 移植医療対策推進室

電話番号：03-3595-2256